

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多**となった(平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**)。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、**こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組む**ことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進**することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努める**ことを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における精神保健に関する教育、心の健康の保持のための健康診断等の措置に関して規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援**を明記(第20条)、**自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援**を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：令和7年12月1日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

自殺対策基本法に基づく協議会の設置及び運営に関するガイドライン

はじめに	2
第1章 協議会の趣旨	3
1 協議会とは	
2 協議会の意義	
第2章 協議会の基本的な枠組みと運営方法	4
1 協議会における支援の対象	
2 協議会の設置主体	
3 協議会の名称	
4 協議会に期待される役割	
5 協議会の構成者	
6 協議会の事務局	
7 個別の相談から支援に至るまでの具体的な流れ	
8 こども・若者の自殺危機対応チームとの連携	
9 既存の会議体の活用	
第3章 秘密保持義務	11
1 秘密保持義務の趣旨	
2 適用範囲	
3 罰則	
第4章 個人情報	13
1 個人情報保護法における個人データの第三者提供について	
2 協議会における個人情報の取扱い	
3 各構成者における個人データの第三者提供	
4 情報の安全管理	
第5章 協議会の設置の準備等	16
1 協議会設置の準備	
2 協議会の設置要綱の作成	
3 関係行政機関その他の関係者に対する協力要請	
参考資料	18
○ 協議会の設置要綱	

はじめに

- 警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、統計開始の昭和 53 年から平成 9 年までは、おおむね 2 万人台前半で推移していたが、平成 10 年以降 3 万人台で推移することとなった。
- このような状況に対処し、総合的な自殺対策を推進するため、平成 18 年 6 月に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が成立し、同年 10 月に施行された。
- 同法の施行前は、自殺は個人の問題として認識されがちであったが、施行後、自殺は広く社会の問題として認識されるようになり、平成 22 年以降、我が国の自殺者数は減少傾向となり、近年は 2 万人台前半で推移していたところ、令和 7 年は初めて 2 万人を下回り、過去最少の約 1 万 9 千人となった。
- 一方、小中高生の自殺者数については、統計のある昭和 55 年以降、おおむね 300 人前後で推移してきたが、平成 23 年以降は 300 人台で推移するようになり、近年は増加傾向が続き、令和 7 年は過去最多の 538 人となった。
- 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、自殺の危険因子（自殺の危険性を高める因子）を含め、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要であるが、令和 6 年版自殺対策白書では、小中高生の自殺の原因・動機には次のような特徴があると示されている。
 - ・ 自殺の原因・動機が不詳である割合が高く、学校段階が上がるにつれ、その割合は低下する。
 - ・ 特定された原因・動機では、家庭問題、健康問題、学校問題が多い。
 - ・ 小学生では家庭問題、中学生では学校問題、高校生では男性で学校問題、女性で健康問題が多くみられるなど、学校段階別・性別で様相が異なっている。
- また、若者の自殺の推移・全体的傾向について、令和 7 年版自殺対策白書では、次のように示されている。
 - ・ 若者（15～29 歳）の自殺者数は、令和 2 年以降 3,000 人を超えて高止まりの傾向にある。若年女性は増加傾向にあり、令和 6 年に「15～19 歳」の女性が男性を上回ったが、20 歳代では依然男性の方が多い。
 - ・ 若年女性の自殺者は自殺未遂歴のある割合が 20 歳代において 4 割を超えて最も高く、30 歳代前半までその傾向が続く。
 - ・ 自殺の手段は全ての年齢階級で「首つり」が最も多いが、若年女性は、男性や女性（全年齢）に比して「服毒（医薬品）」の割合が高い。
- このようなこどもの自殺に関する極めて深刻な状況に対処するため、令和 7 年に自殺対策基本法が改正された。
- 今回の改正では、こどもに係る自殺対策は社会全体で取り組むことを基本として行われなければならないこと等が基本理念に明記されるとともに、こどもの自殺の防止等についての学校の責務を定めたほか、基本的施策を拡充し、地方公共団体がこどもの自殺の防止等について必要な情報交換及び協議を行う協議会を設置することができるとされた。
- この「自殺対策基本法に基づく協議会の設置及び運営に関するガイドライン」は、地方公共団体において協議会を設置及び運営する際の基本的な考え方をまとめたものである。
- 地方公共団体においては、この指針を参考にしつつ、地域の実情を踏まえ、効果的な協議会の運営に努めていただきたい。

第Ⅰ章 協議会の趣旨

Ⅰ 協議会とは

- 自殺対策基本法（以下「法」という。）第 23 条第 1 項に基づく協議会は、自殺をする危険性が高いこどもを早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための対処を行う体制の整備及び充実並びに自殺未遂をしたこどもへの継続的な支援を適切かつ効果的に実施するため、各地方公共団体において、協議会を構成する関係者の間でこどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行う場である。
- 一般に、自殺念慮や直接的な自殺のほのめかし、深刻な自傷行為などは、自殺の兆候と考えられており、自殺の兆候が認められるこどもに対する支援に当たっては、自殺の発生を回避するために緊急性を要する場合や、自殺未遂をしたこどもに対する支援等、継続的かつ伴走的な支援が必要になることも少なくないと考えられる。
- このようなこどもの早期発見や自殺の発生を回避するための対処、継続的かつ伴走的な支援を図るためには、関係者が迅速かつ機動的に当該こどもに係る情報等を共有し、適切な連携の下で支援の方向性や関係者の役割分担等の対応を協議することが重要である。
- また、このようなこどもの支援において、当該こどもの個人情報等を関係者で共有する場合は、その都度、当該こども本人ないし保護者等の同意を得て行うことが基本であるが、当該こども本人や保護者等の同意を得ることができない場合には、関係者での支援に必要な情報を共有することができず、結果的に支援に支障を来す場合も考えられる。
- これらのことを踏まえ、令和 7 年に法が改正され、こどもの自殺の防止等について必要な情報交換及び協議を行う会議体を協議会（法第 23 条第 1 項）として法的に位置付け、地方公共団体は協議会を設置することができることとした。
- 法では、協議会について、①協議会でこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置を協議する場合は、協議会の構成者に対して協議を行う事項を通知することや、②当該通知を受けた構成者は、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならないこと、③協議会における情報交換や協議に必要な場合に、関係行政機関その他の関係者に対して、資料や情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができること、④協議会の構成者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと、などが規定されており、協議会において、必要な情報が関係者で共有され、必要な支援等が適切かつ効果的に行われる仕組みとしている。
- 協議会では、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもへの個別の支援のための会議（以下「個別ケース検討会議」という。）に加え、例えば、地域におけるこどもの自殺の状況分析や対策の検討、取組の評価など、地域におけるこどもの自殺対策について協議する会議（以下「全体会議」という。）を実施することも想定される。協議会において両会議を開催する場合には、両会議間の情報共有、連携が実効ある対策推進のためにも重要である。

Ⅱ 協議会の意義

- 協議会では、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂

をしたこどもの情報や関係機関等（学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体その他の関係者をいう。以下同じ。）ごとの役割分担等を関係機関等が共有し、適切な連携の下、支援を展開していくことにより、以下の効果が期待される。

- ① 自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもを早期に把握することができる。
 - ② 協議会において、当該こどもの情報等を共有することにより、必要な支援について構成者で協議することができ、適切な支援を迅速に開始することができる。
 - ③ 構成者での情報共有や協議を通じ、支援の全体像や支援の方向性、関係機関等ごとの役割分担について、共通の理解を得ることができる。
 - ④ 関係機関等には、それぞれの機関ごとの責任や限界等もあるが、その中で、関係機関等ごとに役割を分担することにより、それぞれの機関が対応可能な範囲で責任を持って個別に支援を展開することができる体制づくりができる。
 - ⑤ 関係機関等が共通の認識の下で支援を展開するので、支援を受けるこどもや家族にとって、より適時適切な支援を受けやすくなる。
- また、各地方公共団体の協議会による支援事例は、こどもの自殺の発生を回避するための有用な資料となり、蓄積された事例の収集・分析を行うことで、こどもの自殺対策の改善に生かすことも期待できる。このように、協議会は、こどもの自殺を防止するだけでなく、こどもの自殺対策をより適切かつ効果的に実施する上での出発点としての意義も有するものである。
- このため、国においては、協議会の設置及び運営を通じた自殺対策の実施の状況についての検証やその成果の活用、先進的な取組に関する情報等の収集、提供を推進するものとする。

第2章 協議会の基本的な枠組みと運営方法

Ⅰ 協議会における支援の対象

（Ⅰ）支援の対象となるこども

- 協議会における支援の対象となるこどもは、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもである。
- なお、本ガイドラインにおける「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項）である。したがって、協議会における支援の対象となるこどもの支援に当たっては、18歳や20歳といった年齢を理由に必要な支援が途切れないようにすることが重要である。
- 支援の対象となるこどもについて協議会の構成者間で共通の認識となるよう、対象とする年齢等について、協議会の設置時に、あらかじめ協議しておくことが望ましい。

（Ⅱ）家族への支援

- こどもの自殺又は自殺未遂は、自殺者又は自殺未遂者の親族等に深刻な心理的な影響を及ぼすとされている。こどもの自殺未遂等が生じた際、家族が動揺し、不安、罪責感、怒りなど様々な感情を抱くことがあり、そうした思いを真摯に受け止め、家族を孤立させないことが重要である。また、家庭環境が自殺関連行動（自殺念慮、自傷行為、自殺企図等）に影響していると考えられるような場合であっても、こどもが家

族から支援を得られることが自殺の保護因子（自殺の危険性を低下させる因子）となり、自殺の発生を回避することにつながり得るものと考えられる。

- このため、協議会においては、家族から可能な限り理解と協力を得られるよう、家族をいかに支援するかという視点を持ち、必要に応じて家族の話を聞くことも含め、こども本人だけでなく家族に対する支援の在り方をあわせて検討することが望ましい。
- なお、こどもと家族の関係性に特に配慮が必要となる場合には、協議会による支援状況を家族に伝える時期や方法等について、こども本人の意向や状況を踏まえつつ、慎重に検討する必要があることに留意する。

2 協議会の設置主体

- 協議会の設置主体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）等も含まれる。
- 協議会では、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもに関する情報交換や支援内容を個別に協議するため、基本的には、市町村が単独で設置主体となることが考えられるが、地域の実情により、複数の市町村が共同で、又は市町村が都道府県の支援を受けて設置することも考えられる。複数の市町村が共同で協議会を設置する場合、個別ケース検討会議の参加者は、支援対象のこどもや家族等の居住地のある市町村と支援に関わる関係者に限るなどの配慮が必要である。
- 複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。
- また、都道府県が協議会を設置することにより、都道府県におけるこどもの自殺の実態把握や状況分析、対策の検討、取組の評価など、地域におけるこどもの自殺対策について協議を行うことができるほか、市町村だけでは対応が困難な事例への対応などの市町村支援を担うことが可能になると考えられる。
- 協議会の設置に当たっては、既存の会議体を活用することも考えられるほか（「9 既存の会議体の活用」参照）、地域自殺対策計画に基づく「いのち支える自殺対策推進本部」の下に協議会を位置付けることも考えられる。

3 協議会の名称

- 協議会の名称については、必ずしも「協議会」という文字を用いなければならないものではないが、秘密保持義務等の観点から、協議会の設置要綱等において、法に基づく協議会であることを明記し、位置付けを明確にするべきである。
- 当該会議体が、こどもの自殺の防止等について必要な情報交換を行い、必要な対処、支援等について関係者間で協議する会議体であることがわかるような名称が望ましい。（例：〇〇市（町村）こどもの自殺対策推進協議会）
- 既存の会議体を活用する場合には、当該会議体の名称を変更せずに、法に基づく協議会の機能を追加することも考えられる。この場合でも、地方公共団体で作成する会議体の要綱等に、法に基づく協議会であることを示し、位置付けを明確にすることが必要となることに留意されたい。

4 協議会に期待される役割

(1) 市町村が設置する協議会に期待される役割

- 協議会では、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもについて個別に具体的な支援の内容等を構成者で協議する個別ケース検討会議を行う。個別ケース検討会議では、各構成者が能動的に開催を呼びかけることにより、地域のこどもの自殺の現状や課題、取組状況やその評価等の地域におけるこどもの自殺対策について積極的に情報提供を行い、構成者の役割分担について早期に協議することにより、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもへの迅速かつ適切な対応が期待される。各地方公共団体が協議会を設置し有効に活用することにより、関係機関等が共通の理解を持って、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもを適切に支援することが可能となる。
- 個別ケース検討会議では、①自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもの状況などの確認、②当該こどもの自殺リスクの評価（こども自身の発達特性が自殺未遂に与える影響と環境要因についても含める）、③支援方針の検討、④関係機関等の具体的な役割分担の決定、⑤定期的な支援状況の確認、⑥必要に応じて支援方針の見直し、などを協議することが想定される。また、こどもの自殺未遂等に家族が動揺したり不安を感じたりすることが考えられるほか、こどもの自殺の発生を回避するためには家族の協力が重要となること等を踏まえ、家族に対する支援の在り方を検討することも想定される。なお、全体会議等で複数のケースの支援状況を確認することも可能であり、積極的に複数のケースの支援状況等を確認することが重要である。
- また、個別ケース検討会議の機能が十分に発揮されるためには、日頃から、構成者のみならず、地域の医療機関など、構成者以外のこどもの自殺対策に係る活動を行う関係者との連携を図ることが望ましい。
- この他、必要に応じて、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもへの対応を地域全体で共通の認識の下で取り組むために、例えば、①普及啓発、②連携体制等の整備、③遺された人への支援、④取組の評価、などについて、構成者で協議することも想定される。
- 市町村が単独で協議会を設置することが困難な場合は、例えば、近隣の市町村が共同で、又は都道府県の支援を受けて設置することなどが考えられる。
- また、市町村で協議会を設置した場合で、個別ケース検討会議において対応が困難な事案が発生した場合には、都道府県の協議会や都道府県が設置するこども・若者の自殺危機対応チーム等に支援を求めることも考えられる。

(2) 都道府県が設置する協議会

- 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や、市町村に関する連絡調整事務、市町村が処理することが適当ではないと認められる事務を担っている。このことを踏まえ、都道府県が設置する協議会（以下「都道府県協議会」という。）では、広域的な観点から、市町村が設置する協議会（以下「市町村協議会」という。）への支援を行うほか、管内全体や二次医療圏ごとのこどもの自殺の状況の把握、課題や取組状況等の整理、その評価等に取り組むことが望ましい。

○ また、都道府県と市町村との役割分担は、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本とすべきであるが、各地域の実情によっては協議会の設置に至らない市町村も存在し得ると考えられるので、市町村が協議会を設置しているかどうかにより、都道府県協議会の役割は例えば次のように考えられる。

① 協議会を設置する市町村を支援する観点から、市町村の個別ケース検討会議だけで対応することが困難な事案について、市町村の求めに応じて、相談対応することを想定して、都道府県協議会においてその対応方法を議論することが考えられる。この場合、必要に応じて、都道府県協議会においても、個別ケース検討会議を設置し、その場を活用することができる。

都道府県に既にこども・若者の自殺危機対応チームが設置されている場合は、その活用方法等を協議会の設置時に議論することが望ましい。(協議会とこども・若者の自殺危機対応チームとの連携については後述)

② 協議会を設置していない市町村を支援する観点から、必要に応じて、支援対象のこどもの居住地がある市町村が主体となって行う個別ケース検討会議について、都道府県がその開催等を支援することが考えられる。

○ なお、①、②いずれの場合も、精神保健福祉センターなどの都道府県の相談窓口で受け付けたケース等については、都道府県が主体となって、個別ケース検討会議を実施する場合も考えられる。

5 協議会の構成者

○ 法では、構成者として、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署、自殺対策に係る活動を行う民間団体が例示されているが、必ずしもこれらの機関全てを構成者とする必要はなく、また、こども家庭センター、保健所、有識者等、法に記載のない機関や関係者を構成者とすることも可能である。

○ 自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもの支援に当たっては、特に、保健、医療、福祉、教育の連携が重要である。例えば、地方公共団体内では、こども家庭センターや、精神保健福祉、母子保健等を所管する保健衛生部局や保健所、児童精神医療や救急医療を所管する医療関係部局、こどもの福祉を所管する福祉部局、教育委員会をはじめとする教育部局、その他こどもの施策を所管する部局の連携が重要であり、これらの部局を協議会の構成者として考えることができる。

○ 個別ケース検討会議では、必ずしも全ての構成者に毎回の参加を求める必要はなく、検討内容に応じて、構成者の中から参加機関を決めることも考えられる。この場合、個人情報保護に留意しつつ、構成者全体に対して事前に個別ケース検討会議を開催する旨を伝えるとともに、事後に検討内容を構成者全体に共有することが望ましい。

○ また、検討内容に応じて、構成者ではない関係機関等の参加が必要となる場合は、当該者に、秘密保持義務との関係に留意した対応を行うことを前提に、必要な会議に参加を求めることも考えられる。

○ 以上を勘案して、協議会設置の準備段階で、想定される構成者をあらかじめ決めて、設置要綱等に規定する。

○ 協議会において、個別ケース検討会議と全体会議の両方を設置する場合は、両方で構成者が異なることも想定される。

6 協議会の事務局

- 事務局は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務を総括するとともに、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とする。
- 事務局として想定されるのは、各地方公共団体の自殺対策を所掌する部局のほか、児童福祉担当部局、福祉、保健、医療を所掌する部局又は教育委員会等が考えられるが、具体的にどの機関を事務局とするかは、地域の実情を踏まえ、各地方公共団体が判断する。なお、民間団体に事務局の業務を委託することも可能であるが、協議会の設置主体は地方公共団体であり、最終的な責任は地方公共団体の長が負うこととなることを踏まえ、協議会の運営等について、委託先と十分に意思疎通を図ることが必要である。
- 事務局は、当該地方公共団体における自殺対策の取組との連携を十分考慮した上で、協議会の設置、運営にあたることが重要である。

7 個別の相談から支援に至るまでの具体的な流れ

- 個別の相談から支援に至るまでの具体的な流れは、地域の実情に応じた運営となるが、以下に一つの例を示す。なお、実際の支援の際には、支援対象のこどもの年齢や置かれた状況等により、関係する機関等が変わることに留意する。
 - ① 自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもの把握
協議会の事務局（地方公共団体）は、例えば、1）自殺念慮や自殺をほのめかす言動が認められるなど自殺リスクが高いと判断されるこどもについて、学校から情報提供を受けることや、2）自殺未遂をして医療機関に救急搬送されたこどもについて医療機関から情報提供を受けること、3）日常的にこどもの支援を行っている民間団体から、活動を通して把握した、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもについての情報提供を受けること、4）自殺を企図した緊急性の高い事案でこどもを保護等した警察署からの情報提供を受けることなどにより、個別ケース検討会議の対象となるこどもを把握する。
 - ② 必要な情報の収集と個別ケース検討会議の活用判断
情報提供を受けた協議会の事務局は、関係機関等や必要に応じて保護者等から自殺未遂をしたこどもについての情報を可能な限り短期間に収集する。これらの情報を基に、個別ケース検討会議の活用を検討する。
 - ③ 個別ケース検討会議に向けた関係機関等からの情報収集、情報の整理等
事務局は、個別ケース検討会議で支援方針等を協議する際に必要な情報（こどもの発育に関する状況、既往歴、学校や家庭の状況、家族構成など）等を関係機関等から収集し整理する。なお、情報収集に時間を要すると見込まれる場合は、状況に応じて、個別ケース検討会議の中で、構成者から具体的な情報を収集するなどの対応もあり得る。
 - ④ 個別ケース検討会議の開催（支援方針等の決定）
事務局は、個別ケース検討会議で検討する事項を踏まえて参加構成者を決定し、参加構成者に対して協議事項を通知した上で会議を開催する。開催の通知を受けた構成者は、法第23条第3項に基づき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

会議では、事務局が関係機関等から収集した情報に加え、参加構成者が把握している情報を共有し、当該こどもの自殺リスクの評価や事案の背景、課題等を検討する。その上で、１）支援方針、２）具体的な支援の時期、方法（必要に応じて家族に対する支援の在り方を含む）、３）関係機関等の役割分担、連携方法、４）緊急時の連絡体制の確認、５）次回会議（モニタリングと支援の評価、再アセスメントなど）の開催時期、等を協議し決定する。

⑤ 関係機関等による支援

協議会で決定した支援方針等に従い、関係機関等は支援を行う。支援の過程で状況が変化した場合、適宜、関係機関等で情報を共有し、協議する。支援方針等に影響すると考えられる場合は、必要に応じて、個別ケース検討会議の開催を検討する。

⑥ 個別ケース検討会議における支援方針等の見直し、個別ケース検討会議でのフォローアップの終結

事務局は、適宜、当該こどもの自殺リスクを含むこどもの状況や支援状況等を確認する。２回目以降の個別ケース検討会議では、こどもの状況等を踏まえ、必要に応じて、支援方針等を見直す。

個別ケース検討会議でのフォローアップ（こどもの状況や支援状況等の確認など）の終結についても、個別ケース検討会議で協議することが望ましい。フォローアップの終結の判断の目安としては、以下のものが考えられる。

なお、フォローアップの終結後に、関係機関等がこどもの状況に異変を感じた場合は、速やかに協議会事務局に情報提供するよう関係機関等に周知しておくことが望ましい。

（個別ケース検討会議でのフォローアップの終結の判断の目安（例））

- ・ 支援開始から相当程度の期間が経過し、こどもの状況が安定しており、支援する関係機関等が固定され、当該関係機関等との間の情報共有や協議、連携、ケース管理等を行う体制が整っているとき。
- ・ こどもが管轄外へ転居したとき。この場合、原則としてこども本人又はその保護者の同意を得た上で、転居先市町村へ確実に情報提供を行い、転居先で必要な支援が中断することのないようにすること。

８ こども・若者の自殺危機対応チームとの連携

- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」（以下「危機対応チーム」という。）は、都道府県又は指定都市が設置するものであり、学校、市町村等からの求めに応じて、精神科医、公認心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO 法人等の多職種の専門家で構成されるチームが、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこども・若者や自殺未遂をしたこども・若者の支援に関わる学校、市町村等の地域の関係機関に助言などの支援（以下「支援者支援」という。）を原則として行うものである。
- 自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもの支援は、基本的には市町村が関係機関等と連携して実施するものであるが、市町村と関係機関等だけでは対応が困難な場合には、市町村は都道府県に相談や支援者支援を要請することが考えられる。要請を受けた都道府県は、例えば、都道府県協議会において、市町村への対応や支援方針等の検討や、必要に応じて危機対応チームによる市町村への支援者支援等について検討を行う。

- 既に都道府県が危機対応チームを設置している場合、市町村協議会が危機対応チームに支援を要請することが考えられるが、その際には当該こどもに係る情報の共有が必要となる場合がある。協議会が危機対応チームの構成員に当該こどもに係る情報を共有するためには、例えば、①都道府県協議会で個別ケース検討会議を行う場合にはその構成者に危機対応チームの構成員を含めることや、②市町村協議会の個別ケース検討会議において、当該こどもの検討会議の際に、危機対応チームの構成員に秘密保持義務との関係に留意した対応を行うことを前提に協議会に参加を求めること、などが考えられる。
- また、危機対応チームを設置する都道府県や指定都市において、協議会の構成者に危機対応チームの構成員を含める場合は、支援者支援をより効果的に行う観点から、危機対応チームの検討会議を、協議会の個別ケース検討会議と位置付けて実施することが可能である。なお、その場合は、危機対応チームに係る要綱とは別に協議会の設置要綱を作成し、協議会の目的、役割、構成者、秘密保持義務のある者等を明確化することが必要である。

9 既存の会議体の活用

- 地域には、①自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえて設置される自殺対策連絡協議会のほか、②児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、③子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会、④孤独・孤立対策推進法に基づく孤独・孤立対策地域協議会などの会議体が存在する。
- 要保護児童対策地域協議会は、要保護児童や要支援児童、その保護者、特定妊婦の早期発見や適切な保護、支援を図ることを目的としている。児童福祉法では、児童は18歳未満とされている。要保護児童対策地域協議会の構成員は、児童福祉法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法・人権擁護関係等が想定されている。
- 子ども・若者支援地域協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する効果的かつ円滑な支援を図ることを目的としている。子ども・若者支援地域協議会における支援の対象は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者、その他社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（おおむね30歳未満、施策によっては40歳未満）とされている。子ども・若者支援地域協議会の関係機関は、子ども・若者育成支援推進法第15条に基づき、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人その他の団体、学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するものとされている。
- 孤独・孤立対策地域協議会は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図り、各地域において、孤独・孤立の状態にある人等への具体の支援内容を構成機関等の間で協議することを目的としている。孤独・孤立対策地域協議会を構成する関係機関等としては、例えば、地方公共団体の関係部署、社会福祉協議会、社会福祉法人、当事者等を支援するNPO、相談窓口を有する民間の支援団体、公的サービスの提供機関、地域の関係機関等のほか、民生委員・児童委員、保護司、地域住民の方々

など地域に根ざした活動を行っている者等である。

- 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえて地方公共団体に設置される自殺対策連絡協議会は、自殺対策に関係する様々な分野の関係機関・団体等により構成される自殺対策の検討の場である。地域自殺対策計画の策定・見直しや、地域で活動している自殺対策に関係する様々な団体等と一体的となって自殺対策を推進する体制の構築等、地域の状況に応じた多様な自殺対策に関する活動が行われている。
- 協議会の想定される構成者は、例えば、児童相談所、医療機関、教育委員会、学校、警察などは、それぞれの会議体の構成機関となり得るものと考えられる。
- このため、法に基づく協議会を設置・運営するに当たっては、新たに協議会を設置する方法のほか、これらの既存の会議体に法に基づく協議会の機能を追加する方法も考えられる。新たに協議会を設置する方法を採る場合も、例えば、法に基づく協議会の会議に本来必要のない構成者を参画させることのないように留意しながら既存の会議体と一体的に開催することや、同じ日に既存の会議体の開催時間と切り分けて開催すること等により、効果的・効率的に協議会を運営することも考えられる。
- 既存の会議体に法に基づく協議会の機能を追加する方法を採る場合においても、それぞれの会議体の目的、役割、構成者、秘密保持義務のある者を特定する観点から、既存の会議体の設置要綱において法に基づく協議会を位置付けること、あるいは、法に基づく協議会の設置要綱を定めることが必要である。
- このほか、協議会における全体会議と個別ケース検討会議で別々の既存の会議体を活用することも考えられる。この場合、それぞれの会議体同士の連携が必要であることに留意する。

第3章 秘密保持義務

Ⅰ 秘密保持義務の趣旨

- 協議会は、協議会の構成者又は構成者であった者（以下「構成者等」という。）に対して秘密保持義務をかけることによって、関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けたものである。
- 協議会がこうした法の企図した機能を発揮し、自殺をする危険性が高いこどもを早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための対処を行う体制の整備及び充実並びに自殺未遂をしたこどもへの継続的な支援を適切かつ効果的に実施するための必要な連携及び協働の円滑な実施を図り、必要な支援体制にかかる検討を早期かつ適切に行えるようにするために、法第24条第4項に基づき、全ての協議会の構成者又は構成者であった者がこうした秘密保持義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方を正しく理解した上で会議に参加することが基本となる。
- また、協議会を設置・運営する地方公共団体は、会議の構成者から自殺をする危険性が高いこどもや自殺未遂をしたこどもの情報を可能な限り早期にかつ幅広く集約できるようにするため、関係機関等が安心して情報を提供できるような、秘密保持に関して実効性の高い仕組み・体制を構築することが必要である。
- ここで、秘密とは「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和48年（あ）第2716号同52年12月19日第二小法廷決定）とされており、協議会の構成者等が正当な理由なく、協議会の中で共有された自殺をする危険性が高いこどもや自殺未遂をしたこどもに関する情報を

協議会の外へ漏洩させるなどすれば、この秘密保持義務への違反が疑われることとなる。

2 適用範囲

- 法の秘密保持義務は以下の者に対して課される。
 - ① 国又は地方公共団体の機関である場合
当該機関の職員又は職員であった者
 - ② 法人である場合
当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
 - ③ ①又は②以外の者
協議会の構成者又はその職にあった者
- 市町村や都道府県といった地方公共団体、医療法人や社会福祉法人といった法人等の団体自体が協議会の構成者となった場合には、団体を代表して協議会に参加した者や、支援対象のこどもの保護や支援を行っている担当部局等に限らず、業務上直接的な関連を有しない部局等の職員にまで秘密保持義務が及ぶこととなる。このため、児童福祉担当部局や教育委員会といった機関単位で構成者となることが適当である。
- また、法人格を有さない任意団体については、例えば、その会長のみが構成者になる場合は、当該団体の役職員は構成者とならないため、当該団体の役職員には秘密保持義務がかからない。このため、当該団体の会長から役職員に情報を共有する場合には、当該任意団体の会長に加えて役職員全てを、それぞれ個人として、あらかじめ構成者にすることが適当である。

3 罰則

- 協議会で取り扱われる情報は、個人情報などの機密性の高い情報が多く含まれているため、協議会で知り得た秘密が外部に漏れることは、本人に対する重大な不利益になり得るとともに、自殺対策そのものへの信頼性を損なう事態を招くおそれがある。
- このため、法第 24 条第 4 項では、個人情報の漏えいを防止するための措置として、協議会の構成者等は「正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定されるとともに、協議会の構成者等が正当な理由なく、協議会の中で共有された自殺をする危険性が高いこどもや自殺未遂をしたこどもに関する個人情報や協議会の外へ漏洩させるなど秘密保持義務に違反した場合には、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処される（法第 25 条）といった罰則が規定されている。
- ここでいう「正当な理由」については、協議会の適正な運営という観点から協議会を組織する地方公共団体においてその判断がなされるものと考えているが、一般的には協議会の構成者等による情報提供が、他の法令に基づき実施されている場合や本人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合が考えられる。
- 協議会に名簿を設置した場合は、
 - ① 秘密保持義務を課せられている対象者を特定する必要があること
 - ② 秘密保持義務は構成者等に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても保存しておく必要がある。

第4章 個人情報

1 個人情報保護法における個人データの第三者提供について

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律である。個人情報を活用することで、事務局又は一の構成者が自殺をする危険性が高い又は自殺未遂をしたことにも関して保有している情報と他の構成者が保有している情報とを突合し、包括的に当該こどもの状況を把握した上で、支援の要否や関係機関等の役割分担について検討できるという有用性がある一方、個人の権利利益の保護も重要であるため、協議会においても個人情報保護法に則った個人情報の適正な取扱いが必要である。
- 個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいう。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる。
- 個人情報保護法上、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者。「事業の用に供している」の「事業」とは一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利、非営利を問わない。）は、あらかじめ本人の同意を得た場合、又は本人の同意を得ない場合であっても、個人情報保護法第27条第1項各号に規定する場合は、個人データ（個人情報保護法第16条第3項に規定する個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。以下同じ。）を第三者に提供できるとされている。

2 協議会における個人情報の取扱い

- 協議会で取り扱う個人情報としては、自殺をする危険性が高い又は自殺未遂をしたこどもの氏名、住所・居所、連絡先等の基礎的な情報のほか、家族の状況、学校への登校や社会的な活動への参加の有無、利用している福祉サービス、精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状等が考えられるが、当該こどもが将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができるようになることを目標とした必要な支援を講じるために必要最小限の情報に限定することとする。
- 協議会において個人情報を取り扱う者は、協議会の構成者である関係機関等に限られる。また、協議会の構成者が取得した個人情報は、自殺をする危険性が高い又は自殺未遂をしたことに対する支援のために必要な情報の交換を行うことにより将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができるようになることを目標とした必要な支援に関する検討を行う場合に限り取り扱うこととする。具体的に想定される取扱いは下記のとおり。
 - ・ 構成者が通常の業務を行う中で把握した、自殺をする危険性が高いこと又は自殺未遂をしたことがうかがわれ、速やかに介入しなければ当該こどもの生命・身体に危険が見込まれることから通常の判断能力を有する一般人であれば支援を求めることが想定される状態にある事案に関して、支援対象となるこどもの個人情報を共有することにより、当該個人情報を他の構成者が当該こどもに関して保有している情報と突合し、包括的に当該こどもの状況を把握した上で、支援の要否や関係機関等の役割分担について検討する。

- ・ 対象となるこどもの個人情報の共有に当たっては、事案を把握した構成者、事務局又は一の構成者等に参加者を限定した協議会の中で、まずは事案を把握した構成者等が、必要な情報を事務局又は一の構成者等に早期に提供した上で、当該対象者について協議会で取り上げたい旨を相談し、当該対象者の状態を踏まえて緊急に協議会を開催する必要性の有無や、情報を共有する構成者の範囲を決定の上、必要な参加者を招集して協議会を開催し、構成者の中でも必要最小限の範囲内で情報を共有することとする。
- ・ 協議会における検討を踏まえ、当該こどもの個人情報を活用し、構成者の中での支援体制の構築や、構成者による各々の権限の範囲内での継続的な見守り、関係機関等による能動的に必要な支援を行う。

3 各構成者における個人データの第三者提供

- 各構成者が協議会において個人データを提供することについて、具体的には、以下のケースが考えられる。

① 法令に基づく場合（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号）

法第 23 条第 3 項により、協議会の構成者は正当な理由がある場合を除き、協議会に応じる義務が課されていること、また、法第 24 条第 4 項により秘密保持義務が課されていることを踏まえ、自殺をする危険性が高い又は自殺未遂をしたこどもについて、以下の（i）～（iii）の全ての要件を満たす場合には、例外的に、法第 24 条第 2 項に基づき、各構成者は、あらかじめ本人の同意を得ずに、当該こどもの個人情報を協議会の他の構成者に共有すること、また、他の構成者は、追加の情報共有の要請に基づく情報共有を行うことが可能である。

（i） 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意を得られない場合

例えば、疾患等により認知機能に支障があることが疑われる場合（※1）等には、自身の状況を客観的に判断できず、本人同意を取得することが困難である可能性があるものと考えられる。また、虐待や DV 等の被害をおそれ、自身の状況を客観的に判断できない場合、支援対象となるこどもが自宅等にひきこもっている場合等（※2）も同意の取得が期待しがたい場合として想定される。

また、個人情報の取扱いに同意したことによって生ずる結果について、未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者の同意が必要となるが、親権者が上記のような判断能力が不十分な状態にある場合に加えて、例えば、こどもに自殺念慮や自傷（薬物の過剰摂取を含む）・他害がある又はそれを疑う言動が見られるなど、自殺をする危険性が高い状態にあることを問題と認識できなかったり、ネグレクトを最たるものとしてこどもの状態に無関心であったりといったように、保護者としての養育能力やその意思などが不十分と認められる場合は、同意を得ることが困難となることも考えられる。

※1 必ずしも医師による疾患の確定診断や成年後見等に関する審判の確定等がある場合でなくとも、その時点における本人の状態から認知機能に支障があることが疑われると、通常の判断能力を有する一般人が判断した場合も含まれる。

※2 例えば、家に人の気配があり本人が在宅していることが明らかなタイミングに複数回訪問して接触を試みるが、いずれも反応がなく接触が難しい場合

など。

(ii) 速やかに介入しなければ生命・身体に危険が見込まれるような場合

例えば、自殺念慮や自傷（薬物の過剰摂取を含む。）・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合のほか、著しく不衛生な家屋に居住している場合、衣類や身体の著しい不衛生の放置がみられる場合、必要な介護や福祉サービスの拒否がある場合、必要な受診又は治療の拒否がある場合、住居を失っている（居所を転々としている場合を含む。）又はそのおそれがある場合、DV等の被害のおそれのある場合、十分な食事をとることができないこと等により健康を害している様子である場合等であって、このような状態が続くことで、支援対象となることも本人、その家族又は近隣住民の生命、身体への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常一般人の判断能力をもってすれば判断可能である場合である。

(iii) 協議会の構成者の間で情報共有する必要がある場合

例えば、「事案」を把握した構成者が、当該状況の改善に向けて当該構成者のみでは(ii)に掲げるような状態に対処できない場合や、当該構成者が有する情報だけでは対処方法を検討するために必要な情報が不足しており、他の構成者の情報と突合する必要がある場合、支援対象となる自殺をする危険性が高い又は自殺未遂をしたこどもに複合的な課題が生じており、複数の構成者で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命・身体保護やこどもの健全な育成に資することが見込まれる場合である。

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第27条第1項第2号）

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

例えば、自殺未遂をしたこどもが再度自殺をする蓋然性が極めて高いなど生命の保護のために必要であって、こども本人の同意を得ることが困難である場合（こども本人に同意を求めても同意しない場合、こども本人に同意を求めること自体が困難な場合など）には、こども本人の同意がない場合であっても、医療機関、消防、警察等の関係機関等へ情報提供しても差し支えない。ただし、必要とされる情報の範囲に限って提供しなければならない。

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第27条第1項第3号）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

○ なお、上記は自殺をする危険性が高い又は自殺未遂をしたこどものみを本人とする個人データを第三者提供する場合の記載であり、家族等を本人とする個人データを第三者提供する場合は、原則として、当該家族等の同意を得なければならない。

○ また、上記は構成者が個人情報取扱事業者に該当する場合の記載であり、構成者が行政機関等（個人情報保護法第2条第11項）に該当する場合は、個人情報取扱事業者とは異なる規定（個人情報保護法第5章）が適用されるものである。

○ このほか、個人情報保護法に関する解説については、個人情報の保護に関する法律

についての各種ガイドライン・Q&A等を参照すること。

URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide

4 情報の安全管理

- 協議会の庶務を担う者はもとより、構成者においても、個人情報保護法に基づき、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要がある。例えば、協議会で配布された個人情報に記載された書類は、会議終了後、その場で廃棄することを原則とするか、あるいは、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理すること等が考えられる。
- 協議会の庶務を担う者においては、協議会の事務に従事する者又は従事していた者の秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、構成者への周知徹底を図るとともに、構成者における情報の管理状況を確認し、情報の漏えい等が疑われる場合等には、迅速に適切な措置を講ずる必要がある。
- 個人情報の漏えい等が発生した場合の対応については、以下の「漏えい等の対応とお役立ち資料」を参照すること。

URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

第5章 協議会設置の準備等

1 協議会設置の準備

- 構成者によって、協議会が担うべき役割等に関するイメージに相違がある場合も考えられることから、協議会の設置に先立ち、協議会を組織し主導する地方公共団体の担当部署が、構成者となり得る関係機関等を対象として準備会を開催し、協議会の組織や運営の基本的な事項について、十分に説明し、協議・調整することが望ましい。
- また、協議会の構成者等には、罰則を伴う秘密保持義務が課されることから、協議会への参加に際しては、構成者の役割のほか、第4章の個人情報の適正な取扱いや秘密保持義務の内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが、円滑な会議運営に資するほか、構成者となった後のトラブルを未然に防止する上でも適当である。
- さらに、法第23条第3項に基づき、協議会の構成者は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じる義務があることについても、準備会等において十分に説明し、理解を得ることが重要である。

2 協議会の設置要綱の作成

- 法第24条第5項の規定により、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定めることとされているため、地方公共団体は協議会の設立に先立って、1の準備会等で決定した協議会の設置の目的や所掌事項等の基本的事項について、設置要綱を作成して文書化しておくことが適当である。なお、他の会議体を活用する場合には、当該会議体の設置要綱の一部改正により協議会を設置することとしても差し支えない。
- 設置要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなる。一例として次のような内容が考えられる。なお、参考資料として、協議会の設置要綱の例を掲載しているので参考にされたい。

① 目的

協議会は、自殺をする危険性が高い子どもを早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための対処を行う体制の整備及び充実並びに自殺未遂をした子どもへの継続的な支援を適切かつ効果的に実施することを目的とするものとされている。（法第 24 条第 1 項）

② 取組内容・所掌事項

協議会は、①の目的のため、子どもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとされている。（法第 24 条第 1 項）

これに加えて、協議会やその準備会において協議し、決定した内容を記載することが考えられる。

③ 組織（構成者、事務局）

構成者については、第 2 章の 5 を参照すること。また、協議会を複層的な構造とする場合には、その旨を定めることも考えられる。

事務局については、第 2 章の 6 を参照すること。また、事務局が行う事務も記載することが考えられる。

④ 運営

例えば、以下のような事項を記載することが考えられる。

- ・ 会議の議事は、出席構成者の過半数で決する旨
- ・ 協議会の招集方法や開催頻度（定例開催の場合）
- ・ 必要に応じて、構成者に対し、支援の対象となる当事者等に関する資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができること
- ・ 構成者は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じる義務があること

⑤ 秘密保持義務

協議会の構成者等は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある（法第 24 条第 4 項）。このため、協議会の構成者以外の者と連携を図る際には、この秘密保持義務との関係に留意した対応が必要である。構成者等が秘密保持義務に違反した場合には、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処されることがある旨を記載する（法第 25 条）。

⑥ 事務局

協議会の庶務を担う地方公共団体の担当部署名等を記載する。

⑦ その他

設置要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める旨を記載することが考えられる。

3 関係行政機関その他の関係者に対する協力要請

- 協議会は、情報の交換及び協議を行うために必要があるときは、関係行政機関その他の関係者に対し、支援の対象となる当事者等に関する資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとされている（法第 24 条第 2 項）。
- そのため、継続的に情報交換が見込まれる関係機関等には、秘密保持義務が課される協議会の構成者となるようあらかじめ要請することが望ましい。